

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）および生活衛生改善貸付の拡充の概要

	通常部分	拡充部分
融資対象者	【マル経融資（小規模事業者経営改善資金）】 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方	【新型コロナウイルス対策マル経】 左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により <u>最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</u>
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠 1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	設備資金 10年以内(4年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率(年)	1.21%	当初3年間:0.31% 3年経過後:1.21%

※追加提出書類

- ①直近1ヵ月分と前年又は前々年同期の売上高が確認（5%以上の売上減の確認）できる書類（試算表、決算書等）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書
- ③新型コロナウイルス対策にかかる経営指導チェックシート